

下水道使用料検討の流れ

下水道使用料の検討をするための作業フローは以下のとおりです。

図表1-1 下水道使用料検討の流れ



図表1-2 現在の使用料表（平成 25 年 4 月 1 日改定）

汚水の種別	排出量	使用料
一般汚水	10 立方メートルを超えないもの	690 円
	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	1 立方メートルにつき 125 円
	20 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分	1 立方メートルにつき 162 円
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	1 立方メートルにつき 210 円
	100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分	1 立方メートルにつき 241 円
	200 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	1 立方メートルにつき 290 円
	500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分	1 立方メートルにつき 324 円
	1,000 立方メートルを超える分	1 立方メートルにつき 363 円
浴場汚水	10 立方メートルを超えないもの	280 円
	10 立方メートルを超える分	1 立方メートルにつき 27 円

東久留米市下水道条例

1. 財政計画の策定・確認

令和 8 年 2 月策定の「東久留米市下水道事業 経営戦略 -2026-」（以下、経営戦略）に基づいて作成した（資料 6）「下水道事業の経営状況と見通し」にて、ご説明いたします。

2. 使用料算定期間の設定

経営戦略では、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」（P. 53）における「業績指標及び目標年限」において、以下を目標としております。

【業績指標及び目標年限】

経費回収率及び経常収支比率を業績指標とします。

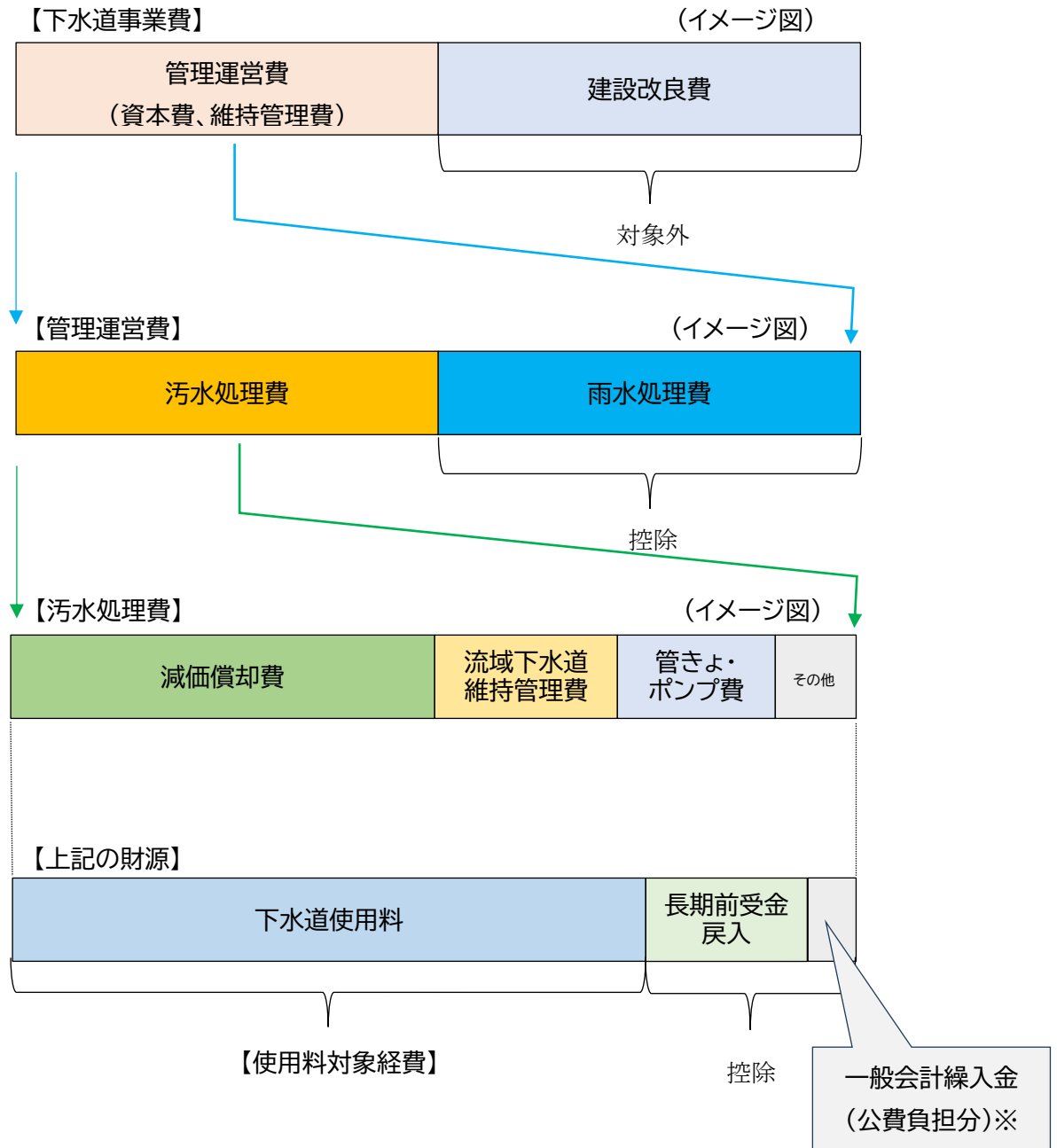
令和 6 年度時点ではいずれの指標も 100%以上であることから、中間年度である令和 12 年度及び計画最終年度である令和 17 年度の時点でも引き続き 100%以上となることを目標とします。

3. 使用料対象経費の算定

上記 2 のとおり経営戦略を踏まえた下水道事業に掛かる使用料対象経費を算出いたします。ただし、公費負担とすべき経費（基準内繰入金、長期前受金戻入等）は控除します。

（イメージ 図表 1-3）

(図表 1-3. 使用料対象経費の算定のイメージ図)



(*) 一般会計繰入金（公費負担分）については、総務省が通知する「地方公営企業繰出金について」により、充当可能な範囲が定められており、本市の令和6年度決算実績では、下記経費に充当している。

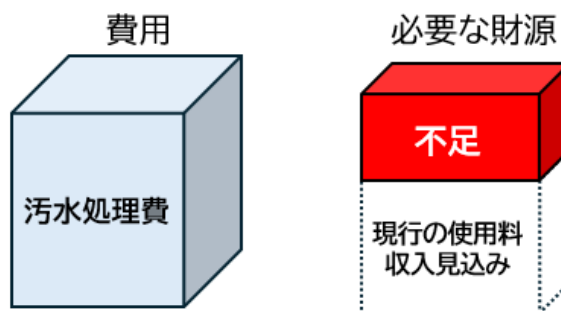
①雨水処理に要する経費、②流域下水道の建設に要する経費、③下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費、④水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費、⑤不明水の処理に要する経費、⑥高度処理に要する経費、⑦地方公営企業法の適用に要する経費

4. 収支過不足の確認・改定率の算出

算定された 3. 使用料対象経費に対して、算定期間中の使用料を算出し、収支過不足を確認します。（イメージ 図表 1-4）

不足額がある場合に対象経費全体に対して解消可能な使用料の金額を算出し、シミュレーションを行いながら、改定率を設定します。

（図表 1-4 不足分のイメージ）



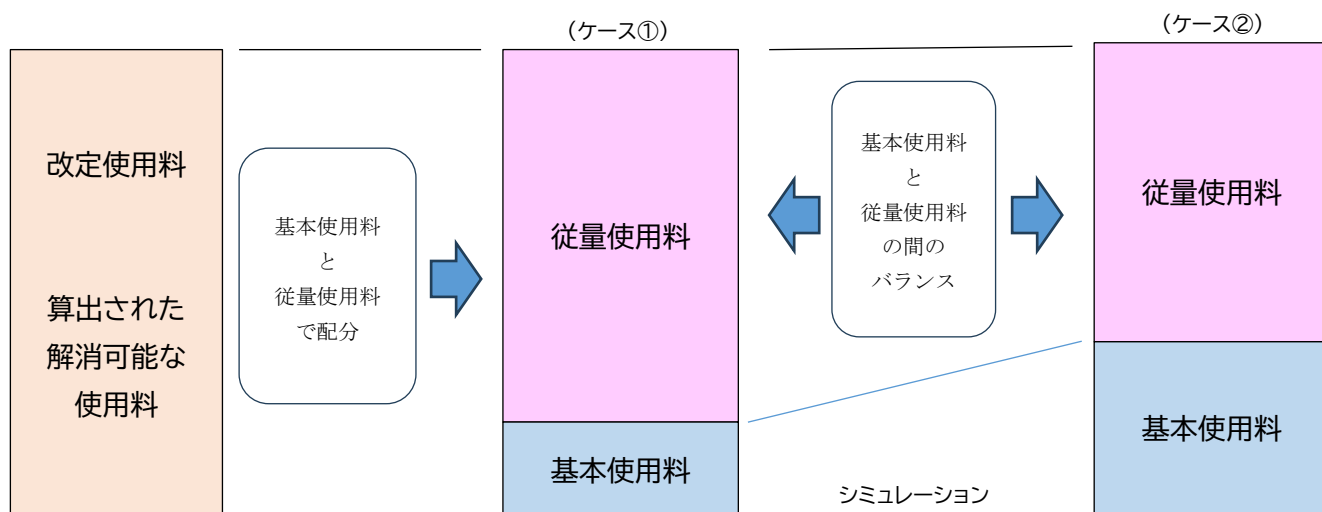
5. 使用料体系の検討

使用料体系の改定にあたっては、住民生活に必要なサービスを安定的に提供するため、使用料における「基本使用料と従量使用料の間のバランス（負担関係）」や「従量使用量における水量区分毎の負担関係」も利用者の公平性等の観点からシミュレーションを行いながら整理を行ないます。

その他、試算される改定使用料について、その上昇幅（値上げ幅）の状況から急激な負担増を和らげる激変緩和措置の必要性についても検討します。

（図表 1-5-1. 基本使用料と従量使用料の間のバランス）

（イメージ図）



(図表 1-5-2. 従量使用料における水量区分毎の負担関係)

(イメージ図)

